

山口女子大家政の中間美砂子 篠目小 山野井佳子
中村学園短大 山本祐子

目的 第1・2報において民間事業所勤務女性の職業継続を妨げる要因についてみてきたが、今回は、同じ事業所勤務の男性の意識を通して、更に事業所側の意識と実態を通してその問題をより明確にしていくこととした。

方法 第1報に準ずる。対象は、251名(回収数940名分)。事業所側の意識と実態については、本調査と同時に実施された山口県労働部による調査を参考とした。

結果 1. 女性の能力、意欲については、女性側の自己評価よりかなりきびしい。2. 勤務条件についてみると、(1) 勤務条件の男女同一化にはかなり理解が示されている。事業所側でも女性の活用への理解はかなり高まってきているが、現実の施策としては、必ずしも十分とはいえない。(2) 女性特有の退職制については、理解が十分とはいえない。(3) 女性保護施策については、必要なしとするものは皆無に近いが、必要最少限度にとどめるべきとするものが多い。(4) 就業機会拡大のための施策については、女性よりも積極的である。3. 家事、育児についてみると、(1) 家事労働については、夫の協力が必要とするものが多い。理念的にはかなり理解が示されている。(2) 乳幼児保育については、女性側に母親としての自分みえるというのが多かったのに対し、社会保育を肯定するものが多い。(3) 学童保育については自宅に家族がいることを望むものが多い。(4) 病人・老人の看護については、妻がすべきとするものが多い。4. 性別役割分業意識は女性よりも強い。以上、男性側の意識、事業所側の意識と実態などの関係から女性の職業継続を妨げる要因がより明らかになったので報告する。